

令和7年10月27日開催

新庄市農業委員会第29回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和7年10月）議事録

1. 開催日時 令和7年10月27日（月）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	11番 田宮 成彦
12番 齋藤 謙二	13番 星川 吉和
14番 伊藤 和彦	15番 三原 幸一
16番 星川 秀男	17番 星川 豊
18番 佐藤 喜代志	19番 高山 光弥

4. 欠席した委員（1名）

10番 五十嵐 成生

5. 議事日程

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 101 号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 102 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について |
| 日程第 4 | 議案第 103 号 非農地判断について |
| 日程第 5 | 議案第 104 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について |
| 日程第 6 | 報告第 77 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 78 号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第 8 | 報告第 79 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について |

6. 出席した事務局職員

事務局長	今田 新	局長補佐	鏡 彰 広
主 任	結城 美緒	主 事	星川 真優

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和7年度新庄市農業委員会第29回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員数は18名です。欠席通告者は10番五十嵐成生委員の1名です。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第29回総会が成立していることをご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に8番奥山久委員と16番星川秀男委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の結城美緒さんと星川真優

さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第101号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第101号農地法第3条の規定による許可申請について、萩野地区2件ございます。権利設定の内訳としましては、所有権移転が2件でございます。尚、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第101号農地法第3条の規定による許可申請について、萩野地区1番につきまして10月18日に調査確認しました。元々は今回の譲受人が譲渡人に対して所有権移転した農地です。譲受人がこの土地で再び営農したいということで、譲渡人から買い戻すことになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区2番につきまして10月18日に調査確認しました。譲渡人は体調不良及び後継者不在の為、将来的に考えると所有権移転した方が良くと思い、隣りの耕作者である譲受人に相談し話がまとまったとの事です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第101号農地法第3条の規

定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第101号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第102号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第102号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件、萩野地区1件、計2件ございます。

新庄地区1番について、内容は建築物の一部変更に伴い期間延長を行う事業変更申請でございます。この案件は昨年5月総会で上程され、昨年7月に許可を受けております。転用事業者から工事進捗状況報告書が提出されていなかったため、今年8月に督促したところ、計画に変更が生じたとのことで申請されたものです。計画変更の内容は、カーポートの建築から有蓋車庫の建築への変更と、工事期間の延長です。

萩野地区1番について、内容は砂利採取事業の期間延長です。この案件は昨年10月総会で上程され、昨年12月に許可を受けております。当初の工事期間は1年間でしたが、予定していた砂利の採取量に達しなかったため、工事期間の延長を行うものです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第102号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1番につきまして、10月20日に調査確認しました。議案書の記載通りであり、事務局の説明通りです。よろしく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区1番につきまして、10月20日に調査確認しました。議案書の記載通りであり、事務局の説明通りです。よろしくをお願いします。

○議長

ご苦労様でした。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第102号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第102号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第103号非農地判断についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第103号非農地判断について、新庄地区16件、稲舟地区15件、萩野地区6件、八向地区9件、計46件の71筆となります。

いずれの土地も今年度までの農地パトロールにて再生利用困難な農地として確認されており、山林や原野の様相を呈していると判断されました。また農地利用意向調査では、所有者より農地として使用することができない為、非農地希望の意向も示されている土地です。非農地判断後は地方税法を用いて、地目変更登記申請を行う予定です。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいま事務局より説明がありましたが、この案件はこれまで実施されました農地パトロール、遊休農地の意向調査の結果に基づき、再度本年の農地パトロールにおいて現地確認を行ってきたものです。各担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

○議長

無いようですので、それではこれより質疑に入ります。

ただいま事務局より説明のありました、新庄地区16件、稲舟地区15件、萩野地区6件、八向地区9件、計46件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第103号非農地判断については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第103号非農地判断については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第104号農用地利用集積等促進計画（案）の意見についてを上程します。ここで5番指村貞芳委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

（指村貞芳委員 退席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第104号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、萩野地区4件の意見照会がございました。権利設定の内訳としましては、賃貸借権再設定が4件でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第104号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第104号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、これを適当とし回答することに決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

（指村貞芳委員 入場・着席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第6、報告第77号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

報告第77号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区2件、稲舟地区3件、計5件ございます。

内容につきましては、相続による所有権取得であっせん等の希望は、新庄地区に1件ございます。よろしく願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第77号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第7、報告第78号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程し

ます。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第78号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件、稲舟地区1件、萩野地区2件、八向地区3件、計7件ございます。

新庄地区1番、稲舟地区1番に関しては、既に受け手が決まっております。

萩野地区1番・2番、八向地区1番・2番については、8月総会で上程した農用地利用集積等促進計画に係る所有権移転を行う為に解約を行うものです。

八向地区3番に関しては、非農地判断関連の為に解約を行うものです。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備のないことを確認し、受理しましたのでよろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの報告第78号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第78号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり受理を確認いたしました。

○議長

次に日程第8、報告第79号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第79号地目変更登記に係る法務局からの照会について、萩野地区1件ございます。

9月12日に星川班長、早坂委員、事務局で現地調査いたしました。農地の一部がアスファルト舗装されており、既に農地性は無い状況です。所有者には改めて農地転用の追認を受けるよう指導しております。県からは追認を条件に原状回復命令を発しないとの回答が得られたため、農地転用の追認を要する非農地として法務局へ報告しております。よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第79号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第29回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和7年10月27日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 奥山 久

議事録署名委員 星川 秀男